

(第六部)

第二回参議院文化委員会會議録第十号

(四三〇)

昭和二十三年七月四日(日曜日)午後七時五十二分開会

本日の会議に付した事件

○國民の祝日に關する法律案(衆議院提出)

○委員長(山本勇造君) これから委員会を開会いたします。國民の祝日に關する法律案が先程衆議院で可決されました。本院に送付されました。直ちに本委員会に審査のために付託された次第でございます。國民の祝日に關する法律案を議題といたします。申すまでもなく本件につきましては、衆議院の文化委員会と合同の形を採りまして作成したものであるものでございます。提案理由の説明聴取は省略いたしても、御異議がないものと存じます。如何でございますでしょうか。

○委員長(山本勇造君) 何か御発言はございませんか。

○大隈重信君 質疑を省略いたしました。直ちに討論にお入りになるとの動議を出します。

○委員長(山本勇造君) では討論に入ること、御異議ありませんか。

○委員長(山本勇造君) 御異議ないものと認めます。本法律案につきまして意見のある方は、それ／＼賛否を明らかにしてお述べになつて頂きたいと存じます。

○園伊能君 只今委員長から御説明を承りましたように、この法案は衆議院と参議院、両方の委員会におきまして起草に關し合同打合せを作りまして、協議いたして参りましたところでございます。この法案の最初に當りまして、参議院はこれを「國民の日」という名称を附けることに、委員会の意見は一致しておりました。この度衆議院においてはこれを「國民の祝日」という名に改めて参りました。勿論「國民の日」及び「國民の祝日」の間には、考えようによりまして同一とも考えられます。ここにこの修正をいたす必要はないかと存じますが、ただそのことによりまして相当内容も異にして参るところがあり、殊に第一條におきましては「國民の祝日」ということになりまして、ここに「國民」ごつて祝日、という言葉がございすのは、祝日という言葉と重複いたすような感じがございまして、文章といたしまして如何かとも存じますが、その意味で遺憾の意を表しますが、この問題につきましては、とにかく衆議院も通過いたしておることでございますから、賛成いたして置く次第でございます。

○三島通陽君 只今の園委員の御発言に対しては、賛成する者であります。尙本案全体につきまして、私も賛成をする者でございます。もうこの案につきましては、我が長い間ここで審議

に審議を重ねたのでありまして、もう言うべき何ものもございません。全員賛成でございますが、甚だ蛇足を添えるようではありますが、「こどもの日」についてもう一言言わせて頂きたいと思つて、この「こどもの日」は決して二、三の者が発議したのではなくて、この参議院の文化委員会全体の空気が、奮闘氣というものが、これを非常に盛り上げる力でここに入れることができたのであると私は信じます。で「こどもの日」と申しますと、とくた、今までの日本の行事にありました子供の日というようなのを連想するのであります。私共の著想といたしましては、そういうたんなる家庭的なものにとり、もつと社会運動として、子供の人格を磨いて、子供のために、子供を本位にした、子供を祝う日にしたいというものであります。これを最後にもう一言はつきりいたして置きた」と思ふのであります。子供を正客にした「子供の日の日」、こういうよりな日は恐らく世界のこういう祝祭日にも余りないのではないかと存じます。併し我が國でこういうことを率先してやつたという点も、文化國家日本としては非常に私は意義のあることだと考えております。こういうような意味から、皆さんがこの「こどもの日」につきましては初めから御熱心で、ここに入りまして、而も日本のカスラム

に關係のある五月五日、初めは五月三日という我々は予定であつたが、衆議院との關係でこれが五日になりましたけれども、又憲法記念日の關係で五日になりましたけれども、丁度また五日はカスラムである。カスラムであることが、これが將來この「こどもの日」が伸びて行く一つの終になると思ひます。で、今までのようなものでなく、もつと廣い意味での子供の大運動であるというのを最後に申し上げておきたいと思ふのでございまして、その運動というようなのは、これから國民の又盛り上げる力、殊に子供のことを配される各種團體の人間が寄つてたかつて、この日をいよいよ子供のために、又將來ある日本の人物を作るために役立つように、盛り上つて来る力のあることを信じまして、ここに最後の言葉をくだいようでございますが、申し上げて本案全体を賛成する者であります。

○奥島藤道君 祝日という文字につきまして、私は先般衆議院において、國民の日という名を附けられた参議院の委員諸君の懇願に敬服しておりました。委員諸君が定まつて参りまして、今更この文字を修正することも相当困難なことかと存じますし、我々はこれに賛意を表しなればならぬことになつたと思ふのでありますが、ここで一應

我々の考え方を改めて置く必要があると思ひます。我々は今日まで祝祭日という言葉を使つておりましたが、日本における祝という字は、過去のことを祝うという意味もあり、又將來のことを祈るという意味もあります。祭の字も本来言ひますれば、祖先の法事をする、追弔をするという言葉が祭であるにも拘わらず、一般の國民はお祭りと申すことは、何か賑やかなことをするということになつております。上つて祝祭日というこの三つの文字の中には、我々が何か言わんとするところ、なさんとするところを物語つておるようにも考えられます。祭日と言つても、何だか物足らず、吉日と言つても物足らず、遂に國民の日という言葉に落着かんとしたのであります。祝祭日というところがくど過ぎるようなことになれば、先ず只今は祝日という文字も古人を追用する言葉にもなり、又前送を祈る言葉にもなると思ひますから、この点について、我々は一般國民に向つて、祝という文字の意義を取違えないようにすること、即ち祝祭日ということの略語として、祝日を用いるというように解釈して本案に賛成するという意義を明らかにして置きたいのでございます。

○松野喜内君 文化國家を建設しようとする今日におきまして、この新たに國民の祝日の制定されたことは本質に

思います、殊にここに希望して止まないのは、なかならず日本國民が自然科学的に精進せねばならない、しておる、しつとある、せねばならぬということの自覚と、又それを祝福する日をあらしめるように全面的に進めたいことを祈りつつ、本法案に賛成する者であります。

○久松定武君 私はいかね、今度の祝日につきましては、國民の祝日であり、その結果世論にはいろいろと問題もあり得るけれども、中には建國祭、或いは紀元節がないということが非常に寂しい、自分の生れた國であるこの祖國を祝うという日がないのは寂しいというような考えを持つておられる方が多数ありますけれども、それも一理であります、我が國は新憲法によりまして、生れ変わった日本となつたのであります、この記念すべき憲法記念日に國の成長を期する、ここに響きましたことは、國としては非常なる意義なことだと存するのであります、この点私は賛意を表する者であります。一言申し上げて置きます。

○大隅信幸君 私はこの案につきまして、内容については全面的に賛成でございます。但し先程二、三の委員がおつしやいましたように、題目の祝日という言葉につきましては、先に参議院におきまして考えました國民の日という方が遙かに適切であると思つておりますが、すでに今日の段階に至りましては、敢てこれを修正いたそうとは存しません。尙國民の祝日は委員長

御報告にもございましたように、國民が奉つてこの意味に徹底して、その意味を活かし、行くという所にあるわけでございます、これに關係いたしまして、この國民の祝日がたまたま將來日曜といつたようなものと重なつてしまつたような場合には、從來でございますと、日曜というのは單に休んでただ何となく遊んで一日を暮らしてしまふというように習慣付けられておりました、今後日曜と祝日が重なつた場合には同じような氣持で行くことを私は非常に恐れるのであります、この日曜といふものは官廳の休日と申します方面において將來決められると思つておりますから、その際に十分國民の祝日という意味が発揮できますように、日曜とこの國民の祝日というもののち合ふことについて十分考慮して頂きたい、こういう希望を一言述べさせて頂きたいと思つております。

○三本治朗君 本法案は私共多くの日子を費しまして、研究に研究を重ねた結果生れたものであります、衆議院との關係もありまして、必ずしも十分満足というわけには參らないのであります、一面この問題は國民全体の多大の関心を持つておることであるので、この國民全体にこの祝日の趣旨をよく徹底するような努力を伴わないと、或いは國民の間に不安を受けるのじやないかというのを考えますので、この法案の趣旨徹底のために最善の方途を講じられたいことを希望いたします、本案に賛成する者であります。

○岩本月洲君 私はこの法案に満腔の賛意を表するものであります。殊に「成人の日」と「こどもの日」という新しい日が設けられましたことは、特に本委員会が非常に苦勞をして得ました新らしい日柄でありまして、この日が新らしい國を、いわゆる平和文化の國を建設して行く基である。子供と青年に期待を掛けておるといふ意味において、この日が日本の將來に対する非常な意味を持つといふことを特に申述べまして、賛成の意を表します。

○委員長(山本勇造君) 外に御発言はございませんか。

○三本治朗君 討論を終結して採決に入らんことを望みます。

○委員長(山本勇造君) 御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本勇造君) それではこれから採決に移ります。國民の祝日に関する法律案全部を議題に供します。原案通り可決することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔議員起立〕

○委員長(山本勇造君) 全会一致でございます。よつて本法案は原案通り全会一致を以て可決すべきものと決定をいたしました。(拍手) 尙本會議における委員長の日頭報告の内容は、本院規則第四百條により、予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において、本件の内容、本委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして、御承認を願いますことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本勇造君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますので、本案を可とせられた方は順次御署名をお願いします。

〔多数意見者署名〕

○委員長(山本勇造君) 只今のよう

に、國民の祝日に関する法案は、昨年の十二月以來半年以上の長い間掛かつておりますが、長い間であるだけ様々なことがあつたと思つておりますが、併し新しい憲法の下で新しい國民の日が定まつたと申しますことは、誠に喜ばしいことだと存じます。これは全く両理事並びに委員諸君の御熱心な御努力によるものと深く感謝をいたしておる次第でございます。尙又岩村専門調査員を初めとして、専門調査室の人々の努力にも深く感謝をいたしております。それから法制部、委員部等の諸君にも非常に力を盡して頂いております。このことも感謝の意を表すると共に明らかにして置きたいと存じますので、附加えて置きます。それではこれにて散會いたします。

午後八時十四分散會
出席者は左の通り。

委員長 山本 勇造君
理事 久松 定武君

委員

- 三本 治朗君
若木 勝敏君
團 伊能君
徳川 頼貞君
松野 喜内君
大隈 信幸君
岩本 月洲君
來馬 琢道君
高田 寛君
三島 通陽君
三好 始君

五月一日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、映画産業の取扱業種別引上げに関する請願(第五百号)
一、柳井鑑光地区の新設に関する陳情(第三百八十七号)

第五百号 昭和二十三年四月二十日受理
映画産業の取扱業種別引上げに関する請願
請願者 東京都中央区銀座四八ノ九株式会社日本映画社事務取締役 加納龍一 外五名
紹介議員 淺岡信夫君外二名
この請願の趣旨は、第八十号と同じである。

第二百八十七号 昭和二十三年四月十九日受理
柳井鑑光地区の新設に関する陳情
山口縣玖珂郡柳井町長 中本源一 外一名

存じません。尙國民の祝日は委員長の
たしなめて、本家に賛成する者であり
ます。
委員長 山本 勇造君
理事 久松 定武君
山口縣玖珂郡柳井町長 中本源
一外一名

終戦後の観光事業は「見えざる貿易」として大きく評價されて國際親善に寄與するものであるが、山口縣玖珂郡柳井町は瀬戸内海の西部にあつて観光價値は從來から認められてゐるが、一地方の微力では施設の完備は實現出来なから、國家の観光事業として實現されたいとの陳情。

五月八日本委員会に左の事件を付託された。

一、通訳案内業法制定に関する請願
(第六百七号)

一、ホテル事業に対する産業資金貸出順位改正に関する請願(第六百八号)

一、出雲大社の國宝建造物改修費國庫補助に関する請願(第六百二十五号)

一、観光事業の一元的企画指導及び推進機關設置に関する陳情(第三百六号)

第六百七号 昭和二十三年四月三十日受理

通訳案内業法制定に関する請願

請願者 東京都千代田区九ノ内

一ノ一社団法人日本通訳協會長 廣司信輔外一名

紹介議員 三島通陽君外一名

平和國家再建のために観光事業特に外客誘致事業の振興が必要であるが、この接待の第一線に立つ通訳案内業者に対する法令がないために、無秩序になつて業者の地位の安定を欠いて玉石混

こするから、速かに通訳案内業の育成及び指導監督を内容とする法令を制定されたいとの請願。

第六百八号 昭和二十三年四月三十日受理

ホテル事業に対する産業資金貸出順位改正に関する請願

請願者 東京都千代田区九ノ内

一ノ一日本交通交社内
社団法人日本ホテル協會理事長 高久基之助
大隈信幸君

紹介議員
主として外人客を取扱うホテル事業は、運輸交通施設とともに観光事業の中軸であつて、今後ますます發展改善を圖らねばならないが、現在観光事業に対する産業資金の貸出順位は設備資金乙、運轉資金丙であるため資金難をきたしているから、ホテル事業に対して貸出順位を最上級に引上げられたいとの請願。

第六百二十五号 昭和二十三年五月一日受理

出雲大社の國宝建造物改修費國庫補助に関する請願

請願者 島根縣玖珂郡大社町大字杵築東一九五出雲大社
社司 千家尊記

紹介議員 伊達源一郎君外二名

出雲大社は鎮座の由來が極めて遠く、古來皇室をはじめ國民の崇敬信仰もまた厚く、常に多數の参拜者があつて、現に勸業社に列せられてゐるが、社殿は規模廣大で様式も古く、特に本殿は

特別建造物に指定されているが、各箇所の腐朽もはなはだしいので、先年來國費で改修の予定であつたが、終戦のため未済工のまま現在に及んでゐるが、六十年目毎の遷座の期限を既に数年も経過しているから、國宝保存並びに観光の両見地から、修理工事を國庫の補助によつて施行されたいとの請願。

第三百六号 昭和二十三年四月二十六日受理

観光事業の一元的企画、指導及び推進機關設置に関する陳情

東京郵務部観光課内 豊川弘毅

對外宣傳、外人客の誘致、交通機關の改善、施設従業員の指導等複雑な観光事業の發展を圖るために、一元的企画とその指導推進に當る機關を設置されたいとの陳情。

五月十五日日本委員会に左の事件を付託された。

一、團體機關紙の用紙割當に関する請願(第六百三十七号)

一、花まつりを祝祭日として制定することに關する陳情(第三百二十八号)

第六百三十七号 昭和二十三年五月四日受理

團體機關紙の用紙割當に関する請願

請願者 東京都千代田区九ノ内
東京都廳内日本機關紙協會理事長 森田七郎
紹介議員 羽仁五郎君

日本民主化の先驅をなすものは、先ず言論、思想の自由でなければならぬが、現在各労働團體、農民團體、文化學術團體、政黨等の民主的諸團體の機關紙に対しては、用紙の割當が僅少のため必要多數の発行が出来ない実情であるから、速かに所要量一箇月百六十萬ポンドの割當配給を行われたい、同時に割當委員會の機構運営の民主化を圖られたいとの請願。

第三百二十八号 昭和二十三年五月五日受理

花まつりを祝祭日として制定することに関する陳情

岡山市上西川一〇五、社団法人共生会内、宮澤如空外二名

國際親善、世界平和のための運動の日として、四月八日の花まつりを祝祭日に制定されたいとの陳情。

五月二十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、松本城の修理実施に関する陳情(第三百四十三号)

一、奈良縣の國宝保存に関する陳情(第三百四十五号)

第三百四十三号 昭和二十三年五月十一日

松本城の修理実施に関する陳情

松本市議會議長 松岡文七郎

で、日本建築文化の至宝である當城を今修理し保存を期せないと、却つて將來に禍根を残すと共に更に多額の經費を要することは明白であるから、本城の修理を即時実施せられたいとの陳情。

第三百四十五号 昭和二十三年五月十一日受理

奈良縣の國宝保存に関する陳情

奈良縣議會議長 辻本正律

奈良縣における指定國宝は千余点で、わが國の世界に誇り得る唯一のもので、観光資源である。幸に戦災をのがれたが、現下の世相はこれを顧るものもなく、今や荒廢の一步手前にさらされ慘たる状態であるが、本縣としてこれの保存に努力しているが、思うにまかせない現状であるため、これが保存について早急措置を講ぜられたいとの陳情。

五月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、神戸國營ホテル建設に関する請願(第七百五十七号)

一、熊本國營ホテル建設に関する請願(第七百七十四号)

一、奈良市の観光事業再建に関する請願(第七百八十一号)

一、ア・マ・字つりに關する請願(第七百九十一号)

第七百五十七号 昭和二十三年五月十九日受理

神戸國營ホテル建設に関する請願

請願者 兵庫縣知事 岸田幸雄
外三名
紹介議員 原口忠次郎君

貿易の再開で外人客の来朝も多くなるが、港都神戸に適當なホテルの施設がないのは外人客に非常な不便であるから、受入施設の一つとして國營ホテルを建設して神戸港の発展と貿易の振興を図りたいとの請願。

第七百七十四号 昭和二十三年五月二十日受理
熊本國營ホテル建設に関する請願
請願者 熊本縣會議長 大久保 勢輔

紹介議員 谷口彌三郎君外二名
熊本縣下は、観光地帯が多く、殊に阿蘇國立公園は規模雄大で、多数の外人客の来遊も予想されるが、適當な宿泊施設が無いから、九州観光ルートの中核地である熊本市に國營ホテルを建設されたいとの請願。

第七百八十一号 昭和二十三年五月二十一日受理
奈良市の観光事業再建に関する請願
請願者 奈良市長 片岡安太郎

紹介議員 新谷寅三郎君
奈良市は、戦災を被らなかつたので観光客が著しく増加しているが、旅館、ホテルの設備が不足しているから日本経済再建五箇年計画の一環である観光施設整備三箇年計画案中の同市における新設計画を速かに実現されたいとの請願。

第七百九十一号 昭和二十三年五月二十二日受理
ローマ字つづりに関する請願

請願者 東京都千代田区駿河台三ノ九中央大学研究室 内 宮崎靜二

紹介議員 來馬隆道君
昨年四月文部省の名において発表せられたローマ字指針は所謂訓令式で、明治十八年制定のヘボン式と比較すると、六十四年の歴史あるヘボン式は、日本語のローマ字つづりとして、不便も不合理もなく使用され、占領軍入國以來ヘボン式でないと通用せず、又原則としてこの式は英語の子音用法に合致し、單独子音の自由な使用ができる等請願書記載の理由により、日本語のローマ字つづりにはヘボン式に一定せられたいとの請願。

第六百五十九号 昭和二十三年五月二十六日受理
著權法の改正に関する請願
請願者 東京都杉並区永福町四〇五 日本彫刻家連盟 内 加藤顯清外二名

六月五日日本委員会に左の事件を付託された。
一、著作權法の改正に関する請願 (第八百二十九号)
一、山陽民報新聞用紙割當に関する請願 (第八百三十二号)
一、柳井觀光地区の新設に関する請願 (第八百五十七号)

一、雑誌「すもう」用紙割當に関する請願 (第八百六十四号)
一、観光船配置に関する陳情 (第四百二十三号)

第八百二十九号 昭和二十三年五月二十六日受理
著權法の改正に関する請願
請願者 東京都杉並区永福町四〇五 日本彫刻家連盟 内 加藤顯清外二名

紹介議員 早川慎一君

作家の著作權を確保するために、著作權法中に作家の死後三十年とあるのを五十年に、過去の作家にあつては三十年まで遺族保護のため權利を延長し、又著作權紛議に關して法律的な調査機關を設立せられたいとの請願。

第八百三十二号 昭和二十三年五月二十七日受理
山陽民報新聞用紙割當に関する請願
請願者 倉敷市榮町五五七七山陽民報社 内 重寶逸太郎 外九名

紹介議員 太田敏兄君
「山陽民報」は倉敷、都窪、浅口、児島、吉備の一市四郡における唯一の日報紙であつたが、倉敷日報を復刊したものであるが、購読者が激増しているのに用紙割當の許可がないので、必要部数の刊行もできないのは、報道の徹底を欠いて、地方文化の向上にも支障をきたすから、用紙配給の割當を許可せられたいとの請願。

第八百五十七号 昭和二十三年五月二十八日受理
柳井觀光地区の新設に関する請願
請願者 山口縣玖珂郡柳井町長 中本源一外一名

紹介議員 仲子隆君
終戦後の観光事業は「見えざる貿易」として大きく評價されて國際親善に寄與するものであるが、山口縣玖珂郡柳井町は瀬戸内海の西部にあつて観光價值は從來から認められていたが、一地方の微力では施設の完備は実現できないから、國家の観光事業として実現されたいとの請願。

第八百六十四号 文化委員会 昭和二十三年五月二十八日受理
雑誌「すもう」用紙割當に関する請願
請願者 東京都江東区本所東岡國二ノ二財團法人大日本相撲協合理事長 藤島秀光

紹介議員 淺岡信夫君外四名
体育的價值はもと論議全なる大衆娛樂である「すもう」の解説、報道を任務としている雑誌「すもう」は、用紙割當が少なため、多くの読者の要望に應ずることができないから増配して「すもう」を奨励せられたいとの請願。

第四百二十三号 昭和二十三年五月二十五日受理
観光船配置に関する陳情
小樽市長 壽原英太郎外九名
北海道は世界に冠たる観光地帯を有し、本道の各港に上陸すれば二、三時間間で自然の美を樂しむことが出来るが、青函連絡船は幾々就航する運びと

のこと、内地、本道間の連絡は盛んになる状態であり、この際政府においては特に宗谷丸型船舶を観光事業に轉用し、本道各港に連絡する観光コースを設定、観光事業の積極的發展に寄與せられたいとの陳情。

七月一日日本委員会に左の事件を付託された。
一、榮典法案(第四百十九号)
(予備審査のための付託は六月十一日)

國民の祝日に関する法律案(案第十八号)
國民の祝日に関する法律
第一條 自由と平和を求めてやまない日本國民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに國民こぞつて祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「國民の祝日」と名づける。

第二條 「國民の祝日」を次のように定める。
元 日 一月一日
年のはじめを祝う。
成人の日 十月十五日
おとなになつたことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。

春 分 の 日 春 分 日
自然をたたえ、生物をいつくしむ。
天 皇 誕 生 日 四月二十九日
天皇の誕生日を祝う。

憲法記念日 五月三日
日本國憲法の施行を記念し、國の成長を期する。
こどもの日 五月五日
こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。

秋 分 の 日 秋 分 日
祖先をうやまい、なくなつた人々をしのぶ。
文 化 の 日 十一月三日
自由と平和を愛し、文化をすすめる。

七月四日本委員会に左の事件を付託された。

勤労感謝の日 十一月二十三日

勤労をたつとび、生産を祝
い、國民たがいに感謝しあう。
第三條 「國民の祝日」は、休日とす
る。

附則

- 1 この法律は、公布の日からこれ
を施行する。
- 2 昭和二年勅令第二十五号は、こ
れを廃止する。

第六部 文化委員會會議錄第十号 昭和二十三年七月四日【参議院】

六

昭和二十三年十月一日印刷

昭和二十三年十月二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局